

ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団「F E L助成金」交付事業要綱

公益財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団では、人と森林との共生に関する普及活動事業に取り組む団体を対象に、事業に要する経費について助成金を交付します。

1 助成金の交付を受けることが可能な団体

福島県内において「人と森林との共生に関する普及活動事業」を実施する団体（任意の団体も含む）

2 助成金交付の対象となる事業

「森林との共生」を基本理念として森林を活用し、自然とふれあい、自然と楽しむ体験をとおして、自然の大切さを広く県民に普及啓発する事業

（注）「森林との共生」とは、物の豊かさよりも心の豊かさが求められている時代の中で、人間がより身近に自然を感じながら、精神的・文化的・健康的に豊かな生活を送り、同時に、大切な自然環境を守り、育てていくという「自然と共生した生活スタイル」を森林を舞台として展開することで、具体的な展開は「森林に遊び・学び・働き・守り・暮らす」というキーワードを軸として展開するものです。

例）森林整備、地域材の利活用、環境保全、野生鳥獣の調査および対策、森林環境教育

3 対象期間

令和6年6月3日～令和7年3月31日までの活動

4 助成金交付の条件

- ① 年間実施計画および実施に関する予算が作成されていること
- ② 参加者負担の有無について決めがあり、収益目的ではないこと
- ③ 会計帳簿等を具備していること
- ④ 助成金によって事業を実施することが確実であること

5 助成金の額

一事業あたり30万円以内で財団が定める額とし、財団の予算の範囲内で交付します

6 申請方法

別紙様式を提出

7 提出締切日

令和6年5月31日

8 審査結果

令和6年6月3日

申込団体に直接連絡します。